

## 島本町教育委員会 会議録（令和7年第11回 定例会）

会議録確認委員	会議録記録者
高岡 理恵	教育総務課 小林 貴衣
日 時	令和7年10月20日（月） 午前9時30分～午前10時08分
場 所	島本町役場4階 議会第3・第4会議室
出 席 者	横山寛教育長、高岡理恵教育委員、西尾一実教育委員、丸野亨教育委員、細見知子教育委員 (教育こども部) 岡本泰三部長、安藤鎌吾次長、南田篤志次長 (教育総務課) 三代剛課長、乾真琴参事、小林貴衣主査 (教育推進課) 岡澤潤課長兼教育センター所長、吉田裕亮参事 (保育幼稚園課) 三宅拓也課長 (生涯学習課) 坂元貴行課長兼体育馆長
欠 席 者	なし
委 員	
議 題	第32号議案 島本町教育委員会の職員で特別の勤務に従事するものの勤務時間等の特例に関する規則等の一部改正について 第33号議案 島本町立保育所及び幼稚園給食実施規則の制定について 第 6 号報告 令和7年度小学生すくすくウォッチ（5・6年生）の結果について 第34号議案 島本町新体育馆等整備事業者選定委員会委員の委嘱について
議 決 事 項	第32号議案、第33号議案、第34号議案
教 育 長 の 報 告 の 要 旨	別紙議事録のとおり
そ の 他	傍聴者1名

教育長

本日、出席者は5名です。定足数を満たしておりますので、令和7年第11回教育委員会定例会を開会いたします。

お諮りいたします。島本町教育委員会会議規則第17条第2項の規定に基づき、会議録確認委員は高岡教育委員に決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、会議録確認委員は、高岡教育委員に決定いたしました。よろしくお願ひいたします。

お諮りします。

第6号報告につきましては、一部、学校別の結果を扱うこととなり、その際は、平成26年第4回教育委員会臨時会にて公表しないことと決定されたことから、今回も同様に公表しないこととすること、また、第34号議案につきましては、非公開情報を扱う案件であることから、島本町教育委員会会議規則第15条ただし書きの規定に基づき、第6号報告の学校別の結果並びに第34号議案について秘密会にすることとし、当該議事について最終の議事日程として説明し、お諮りすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、第6号報告の学校別の結果並びに第34号議案については秘密会にすることとし、当該議事について最終の議事日程とすることに決しました。

それでは、第32号議案「島本町教育委員会の職員で特別の勤務に従事するものの勤務時間等の特例に関する規則等の一部改正について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

保育幼稚園課長

それでは、第32号議案「島本町教育委員会の職員で特別の勤務に従事するものの勤務時間等の特例に関する規則等の一部改正について」、御説明申し上げます。

資料1ページを御覧ください。

本案件は、教育長に対する事務委任規則第1条第1項第13号に該当するため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

資料3ページから5ページまでに規則の改正案を添付しております。

内容につきましては、議案資料により御説明申し上げます。

資料の 6 ページを御覧ください。

提案理由は、第一幼稚園の機能拡充に伴うもの及びその他所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、議案の概要で記載しているとおりでございますが、具体的には、新旧対照表により御説明させていただきます。

資料 7 ページを御覧ください。

まず、島本町教育委員会の職員で特別の勤務に従事するものの勤務時間等の特例に関する規則の一部改正でございます。

第一幼稚園の開園時間の延長に伴い、当該施設で勤務する職員の勤務時間を午前 7 時 15 分から午後 7 時までの間において、時差出勤を可能とするよう改めるものでございます。

続きまして、資料 8 ページ、島本町立幼稚園設置条例施行規則の一部改正でございます。

表の中上段、第 6 条長時間の預かり保育の定員についてでございます。

まず、長時間の預かり保育とは、第一幼稚園で実施している「就労支援型」を御利用いただいている方が対象となる預かり保育の例規上の名称でございます。

この就労支援型の定員については、現在第一幼稚園全体で 50 人としているところでございますが、今般の機能拡充に伴い、保育要件のある方に御利用いただける枠として、各学年 18 人、3 歳児から 5 歳児までの 3 学年で 54 人に増加させることとしたものでございます。

次に、第 7 条、長時間の預かり保育の利用の申請のうち、土曜日の利用につきまして、これまで土曜日の利用に当たっては、利用希望日の前月 20 日までに利用を申し出る必要がございましたが、機能の拡充に伴い保育要件を有する方にも多く御利用いただくことを想定しており、原則土曜日も開園することを予定しておりますので、毎回の利用申込みの手続を省略するよう、当該規程を削除するものでございます。

次に、第 8 条第 1 項、長時間の預かり保育の利用基準につきまして、

これまで子ども・子育て支援法上の教育・保育給付認定と、施設等利用給付認定のそれぞれ保育の必要性を認めた方の両方を対象としておりましたが、今般の運営方針の変更に伴う整理を行い、就労支援型については、保育所の入所の際に認定する教育・保育給付のみを対象とすることといたしましたので、当該規定について改めるものでございます。

次に、第11条及び次のページの第14条につきましては、開園時間の延長に伴う改正でございます。

次に、資料11ページを御覧ください。第17条退園又は出席停止の要件につきまして、就労支援型の利用に関しては、保育の要件を有する方のみが利用できることとし、在園中にその要件を欠いた場合には、原則在籍し続けることはできない運用に改めるものでございます。

次に、資料12ページを御覧ください。

入園届につきまして、入園年齢の拡大に伴い、3歳児を選択できるよう様式の改正を行うものでございます。

その他については、ここまで御説明いたしました改正に伴う文言の整理等所要の改正を行うものでございます。

続きまして、資料14ページを御覧ください。

島本町立幼稚園の管理運営に関する規則の一部改正についてでございます。

第2条、学期及び休業日につきまして、これまで休業日としていた幼稚園創立記念日を削除し、通常の開園日とするよう改めるものでございます。

次に、第4条職務につきまして、現在配置を行っていない主任の職務について削除するものでございます。

その他については文言の整理等所要の改正を行うものでございます。

施行期日は令和8年4月1日でございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

教育委員

6ページの「2 議案の概要」の（1）のアのところ、「同施設で勤務する職員の勤務時間」の職員の範囲を教えていただきたいのが1点です。それから、今まで一時預かりはされてたと思うんですが、これは一時預かり以外の方の54名ということですかね。それから、14ページのところの休業日なんですが、今現行では50名の方が多分働いてはおられると思うんですが、この方はこのア、イ、ウところはどういうふうにされてるんでしょうか。同じように多分働いておられたら保育必要かなというふうには思うんですが、ちょっとそこが気になりました。お願いします。

保育幼稚園課長

まず1点目の職員の範囲についてでございますが、こちらにつきましては原則第一幼稚園で従事する正職員に関する規定でございますので、園長以下第一幼稚園に勤務する正規の職員の勤務時間の規定という形になります。

続きまして、一時預かり等の54名の定員についてでございますが、こちらについては、まず、第一幼稚園で行っております一時預かり事業につきましては、法令上の名称といたしましては一時預かり事業の幼稚園型というものでございまして、これについて第一幼稚園でも実施しております。これにつきましては原則第一幼稚園に在籍をされているお子様が教育課程の前後について預かり保育を受けるというような事業でございます。これにつきまして現在規定しております50名、改正後が54名になる部分については、この一時預かり事業に含まれるものではございますが、そのうち保育の要件がある方について今就労支援型という形で54名の規定にさせていただくものでございますが、就労の要件がない方であってもこの日はどうしても外せない用事があるとか、私的利用とかいう形で一時預かり事業自体を使っていただくことは可能ではございますが、恒常に保育園必要な方につきましては就労支援型ということで、就労以外でも例えば御病気があるですか、妊娠出産があって保育がなかなか難しいですか、そういう保育所と同じような要件の方に御利用いただける枠として確保しているのが54名ということで、それ以外の方に關しましても一時預かり自体は使っていただくことは可能というような設定となっており

ます。

そして3点目、休業日に関して、先ほど54名が就労支援型ということでお伝えさせていただきましたが、あくまでここで記載させていただいております休業日につきましては、教育課程の休業日という形でございますので、それ以外の、例えば夏休み期間中ですか、そういう形の預かり保育は実施をしますので、この休業日についても幼稚園で保育を受けることが可能という形になっております。以上でございます。

教育委員

議案とはまた異なる質問になってしまうと思うんですが、そうなると職員は何名ぐらい配置を予定されてるんでしょうか。保育延長とかその前の時間に。なんかそこら辺の手当が今もう進んでるのかも教えてください。

保育幼稚園課長

職員の配置につきましては、これまで正規職員については園長、教頭とプラスクラス担任ということで運営をしておりまして、現行ここ数年については土曜日の預かり保育はございませんでしたので、いわゆる平日のみの実施というところでございました。しかしながら令和8年度以降については土曜日も恒常的におそらく開園していくことになるということで、そのあたりについては預かり保育を御担当いただく職員についても配置ができるように人事担当部局とも今調整をしているところでございます。それに加えまして当然正規職員だけではなかなか対応が難しいところではございますので、この会計年度任用職員についても、今現在も御活躍いただいているところではあるんですけども、当然時間の延長ですか、変更というところもありますので、そのあたり必要な人数について、現在令和8年度の予算編成に向けて準備を進めているところではございますので、今部隊にちょっと何人っていうのはなかなかお答え難しいんですけども、そのあたりも今しっかりと整理をして施設の職員に過度な負担にならないような人員配置ということで事務局ともに調整を進めさせていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

教育長

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、第33号議案「島本町立保育所及び幼稚園給食実施規則の制定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

保育幼稚園課長 それでは、第33号議案「島本町立保育所及び幼稚園給食実施規則の制定について」、御説明申し上げます。

資料15ページを御覧ください。

本案件は、教育長に対する事務委任規則第1条第1項第12号に該当するため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

資料17ページから規則案を添付しております。

町立保育所におきましては、これまで長きにわたり給食の提供を行っておりますが、その運用に当たり、明確な基準等はございませんでした。これは、運営上や法令上問題となるものではございませんが、令和8年度から第一幼稚園で給食提供を開始することに伴い、町立保育所及び幼稚園で一体的な給食の管理ができるよう新たに規則を定めるものでございます。

規則案第2条、対象につきましては、施設に在籍する児童、職員の他、調理を委託している事業者や、実習に来られる学生その他関係者に提供するものといたします。

次に、第3条、実施形態及び実施方法につきまして、保育所においては、給食とおやつ、幼稚園においては給食のみ提供いたします。

また、給食を提供する日については、保育所は月曜日から土曜日まで、幼稚園は月曜日から金曜日までございます。

なお、幼稚園については、夏休み等の長期休業期間中につきましても、祝日や年末年始を除く月曜日から金曜日まで提供いたします。

次に、資料18ページ、第4条給食の内容につきましては、大阪府が作成する給食施設における栄養管理指針他、各種ガイドライン等に基づくものといたします。

提供に当たっては、適切な量や十分な栄養価を満たし、かつ、季節に応じた多様な献立となるよう努めてまいります。

その他の規定につきましては、帳簿の整備や事故発生時の対応等、給食の実施に当たり必要な事項を定めるものでございます。

施行期日は、令和8年4月1日でございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

教育委員

2点あります。17ページの第3条の2、幼稚園は月曜日から金曜日、先ほど預かりは土曜日まででしたが金曜日にされたその意図を教えていただきたいのが1点、それから、給食に幼稚園はおやつをつけないということだったんですが、もう今補食というふうには言わないのかちょっとどうか分からぬですが、対象年齢が低ければ補食の必要はあるかなとは思ったんですが、それはいらないという考え方でいいんですかね。ちょっとそこら辺の意図も教えてください。

保育幼稚園課長

まず1点目の第一幼稚園における給食提供の土曜日が実施しないところの意図につきましては、まず土曜日につきましては、土曜日も御利用いただく方はいらっしゃるとは思うんですけども、なかなか実数が読みにくいところでございます。全体が保育必要な保育所でありますても1割から2割程度、人数でいうと20名にいかないぐらいの、町立て申しますとそれぐらいの利用の実績というふうになっております。来春、幼稚園につきますとそれより少ない形になるかなとは見込んでいるところではございますが、まずこの給食の実施に当たりまして第二保育所との親子給食という形での実施を予定しております。第二保育所で調理した物を第一幼稚園に運搬して、第一幼稚園に喫食いただくという方法を採用するところでございまして、そのため土曜日の食数が読みにくい、相当数少ないということは予想されるんですけ

れどもそのような状況で土曜日も実施するということになりましたら、本当にわずか数食の給食を第一幼稚園にも運搬するというところでの費用面等そういうところも含めまして、総合的に考えさせていただきまして、土曜日につきましては給食は行わず、土曜日に預かり保育を利用される方についてはお弁当を持参いただきたいというようなところで整備をさせていただいたものでございます。

次におやつ、捕食の必要性についてでございます。委員御指摘のとおり低年齢のお子様に関しましてはやはり3度の食事だけでは十分なエネルギーですか栄養がとりにくいということで、捕食の必要性については重々理解しているところでございます。第一幼稚園につきまして、現在も預かり保育を御利用の方につきましては、おやつについては持参をいただいているところでございます。令和8年度以降につきましてもおやつについては御持参いただいているということで考えております。これについては先ほど申し上げましたが第一幼稚園では親子給食ということで、第一幼稚園そのものに調理場ですか、使われた食器の洗浄をする場というのがないというところでございまして、食器等も小学校に御協力いただいて、小学校で洗浄したりとか、ということを想定しておりますので、おやつも提供するという形になりますと、それからまた学校の方に運搬してそこで洗浄していただいて保管するというような、ちょっと時間的な余裕ですかそういうところもなかなか厳しいところがございますので、おやつにつきましてはこれまでと同じ持参という形での御対応をお願いしたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

教育長

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、第6号報告「令和7年度小学生すくすくウォッチ（5・6年生）の結果について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育推進課参事

それでは、第6号報告「令和7年度小学生すくすくウォッチ（5・6年生）の結果について」、御説明申し上げます。

それでは、資料23ページ、令和7年度すくすくウォッチ結果概要の1. 平均正答率を御覧ください。

昨年度に引き続き、大阪府の小学校5年生及び6年生を対象に「すくすくウォッチ」が実施されました。「すくすくウォッチ」は、小学生5年生において、国語、算数、理科の3教科で、5・6年生で教科横断的問題である「わくわく問題」について実施されました。

5年生の結果では、国語で5.2ポイント、算数で7.5ポイント、理科で5.9ポイント、大阪府平均を上回る結果となりました。「わくわく問題」においても、5・6年生平均で6.4ポイント大阪府平均を上回る結果となりました。

それでは、次のページ2. アンケート（抜粋）を御覧ください。

全国学力・学習状況調査と同じく、「みづまろキッズプラン」の成果指標としてすくすくウォッチのアンケートを活用することとし、あらかじめ抜粋した項目について分析を行いました。成果といたしましては、「課題探究力」の素地と言える（5）の継続した学びについての設問や、（59）の課題に対する試行錯誤の姿勢をとっているかの設問について、強肯定の対府平均をそれぞれ（5）が6.5ポイント、（59）が4.1ポイント上回っております。これらの設問については、令和6年度本町結果と比較しても（5）が5.6ポイント、（59）が0.6ポイント上回っております。

各小学校での探究的な学習において、児童が試行錯誤する中で課題の解決にふさわしい、自分にとって適切なやり方を見つけ出せるような取組が定着していることが伺えます。

次に課題といたしまして、（13）の他者理解についての設問や、（4

7) の自分の考えを積極的に発信しているかについての設問について、強肯定が対府平均では上回っているものの、令和6年度の本町と比較すると、それぞれ(13)が1.0ポイント、(47)が0.7ポイント下回っております。

これらの設問は「自己表現力」の伸長や、学習指導要領の求める主体的・対話的で深い学びの実現に向け、注意して見取るべきものであると分析しております。今後も各小学校において、取組と結果の因果関係を意識した、適切な学習課題の設定等の取組継続が必要であると捉えております。

「すくすくウォッチ」の実施目的として、実施した児童全員に個人の結果を分析した「ウォッチシート(個人票)」を返却し、児童が自らの強みや弱み等を知り、強みを伸ばすことや課題を克服すること等、目標に向かって学習等に取り組めるようにすることがあります。各学校において、保護者とも連携しながら一人一人の子どもの指導・支援に活かしていきます。

教育長 ここからの説明につきましては、学校別の結果を扱うこと、また、次の第34号議案については、非公開情報を扱う案件であることから、会議の冒頭にて、秘密会とすることが決定しております。

それでは、引き続き、第6号報告「令和7年度小学生すくすくウォッチ(5・6年生)の結果について」の学校別の結果について事務局の説明を求めます。

教育推進課参考 [「令和7年度小学生すくすくウォッチ(5・6年生)の結果について」の、各学校別結果について説明]

教育長 ただいまの報告について、御質問、御意見等ございませんか。

(質疑応答内容非公開)

教育長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、報告内容のとおり承認するものといたします。

それでは、第34号議案「島本町新体育館等整備事業者選定委員会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

生涯学習課課長 [「島本町新体育館等整備事業者選定委員会委員の委嘱について」について説明]

教育長 これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、以上をもちまして、令和7年第11回教育委員会定例会を閉会いたします。